

ロ ー カ ル ル ー ル

1. アウトオブバウンズ（規則 2 7-1）

- (a) アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
- (b) 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっても、その球はアウトオブバウンズとする。

2. ウォーターハザード（ラテラル・ウォーターハザードを含む）（規則 2 6）

ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

3. 修理地（規則 2 5-1）

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。

張り芝の継ぎ目；付属規則 I (A) 3 e を適用する。
（ゴルフ規則 1 6 4 ページ参照）

スルーザグリーン^①の張り芝の継ぎ目（その芝自体を除く）は**修理地**とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーの**スタンス**の障害となっても、それ自体は規則 2 5-1 に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則 2 5-1 に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。**このローカルルールの違反の罰は、2 打。**

4. 動かせない障害物（規則 2 4-2）

- (a) 排水溝
- (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝（その道路の一部とみなす）
- (c) 動かせない障害物と定義づけされている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。
- (d) 電磁誘導カート用の 2 本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーは規則 2 4-2 b (i) の救済を受けなければ

ならない。**このローカルルールの違反の罰は、2 打。**

- (e) 9 番ホールの防球ネットが動かせない障害物となる場合、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決めなければならない。**このローカルルールの違反の罰は 2 打。**

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。

3. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

4. 使用クラブの規格

(a) 『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I (B) 1 a』を適用する。**（ゴルフ規則 1 7 6 ページ参照）**

(b) 溝とパンチマークの規格

『2010 年 1 月 1 日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』（裁定 4-1/1）を適用する。（付属規則 II 5 c 注 2 ゴルフ規則 1 9 8 ページ参照、2016-2017 ゴルフ規則裁定集 7 9 ページ 4-1/1 参照）

5. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I (B) 1 b』を適用する。**（ゴルフ規則 1 7 7 ページ参照）**

6. プレーの中断と再開

(a) 通常のプレーの中断（落雷などの危険の伴わない気象状況）については、規則 6-8 b、c、d に従って処置すること。

(b) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、

各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレー途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 3 3-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

(c) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレーの中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

または、サイレンを使用せず本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

険悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

7. 練習

ホールとホール^②の間の練習禁止（規則 7 注 2）『付属規則 I (B) 5 b』（**ゴルフ規則 1 8 1 ページ参照**）
ホールとホールの間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 5 b』を適用する。（ゴルフ規則 1 8 1 ページ参照）**

8. 移動

委員会が別途認めた場合を除き、プレーヤーは、正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。ただし、1 2 番～1 3 番・1 8 番～1 番のホール間はカートを使用することができる。プレーヤーが前のストロークをしたところから次のストロークをする場合と規則 1 1-4、1 1-5、1 5-3 と 2 0-7 c にしたがって誤りを訂正する場合はその処置のために往復の範囲内において乗用カートを使用する事ができる。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 8』を適用する。（ゴルフ規則 1 8 3 ページ参照）**

9. キャディー(規則6-4注)
正規のラウンド中、プレーヤーのキャディー使用は禁止する。**この条件の違反の罰や処置は『付属規則I(B)2』を適用する。(ゴルフ規則179ページ参照)**
10. スコアカードの提出 (裁定6-6c/1)
スコアリングエリア方式を採用する。
11. タイの決定
タイの決定は該当する競技規定に定めるか、委員会によってゴルフコースで公表される。
12. ゴルフシューズ
正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。**この条件の違反の罰は競技失格とする。**
13. 競技終了時点
本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
14. 競技の成立
本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

注 意 事 項

1. 手引きカートは持ち込み使用することができる。(但し、電動は除く)
2. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に告示する。
3. 競技の条件12項で規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
4. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則25-3に基づいて救済を受けなければならない。なお、定義外の取り扱いをする場合においては別途、追加のローカルルールを掲示する。

5. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあげないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。
6. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
7. 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1コイン(20球)を限度とする。
8. ティーマーカーは、男子は青色、女子は白色とする。
9. プレー中、帽子(バイザー不可)を着用すること。
10. 中部ゴルフ連盟・日本高等学校ゴルフ連盟ならびに会場クラブの服装規定を遵守すること。**服装規定に違反があった場合、初回は注意し、着替えてもらうことが望ましい。改まらない場合、競技委員会は競技中を含めいつでも競技者の参加資格を取り消すことができる。**
11. コース内は、携帯電話の使用をしないこと。
12. 役員・選手以外は、1番・10番ティーインググラウンド付近および9番・18番ホールのグリーン付近以外は立入禁止とする。
13. 練習グリーン・練習バンカーでのアプローチは禁止する。

追 記

1. 練習場は、午前6時よりオープン。
2. 競技当日の受付は、午前6時より開始。
3. 指定練習日・競技当日ともプレー後の精算となり、現金・クレジットともに可能。

競技委員長 堀 田 勝 市

指 定 練 習 日

7月14日(木)・15日(金)・19日(火)・20日(水)のうち1日は特別料金とする。指定練習日のスタート時間は前もって ウッドフレンズ森林公園ゴルフ場に申し込み予約すること。

予約専用TEL 0561-53-9777
(10時~17時)

平成28年度(第42回) 中部ジュニアゴルフ選手権競技 愛知地区予選 (15歳~17歳の部)

日程：平成28年7月21日(木)
場所：ウッドフレンズ森林公園ゴルフ場(東コース)

中部ゴルフ連盟
中日新聞 東海テレビ放送
中部高等学校ゴルフ連盟